

大分大学工学部副学部長に関する規程

平成16年10月13日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第8条第2項及び国立大学法人大分大学学部等役職者選考規程（平成16年規程第42号）第9条の規定に基づき、工学部における副学部長に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 工学部に、学部の運営を機動的・効率的かつ円滑に行うため、必要があるときは、学部長を補佐する副学部長を3人まで置くことができる。

(職務)

第3条 副学部長は、次の各号に掲げる職務を担当する。

- (1) 学部長から指示された事項
- (2) 前号の事項に関連する委員会の委員長等の職務

(選考)

第4条 学部長は、工学部の専任教授のうちから副学部長候補者を指名し、教授会の承認を得るものとする。

(任期)

第5条 副学部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該副学部長を指名した学部長の任期の終期を超えることはできない。

2 副学部長が欠員となった場合の後任の副学部長の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、副学部長に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則（平成16年工学部規程第27号）

この規程は、平成16年10月13日から施行する。

附 則（平成18年工学部規程第2号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年工学部規程第1号）

この規程は、平成21年2月26日から施行する。